

地域包括支援センターの運営状況及び評価について

I 地域包括支援センターについて

1. 地域包括支援センターとは

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである（介護保険法（平成9年法律第123号。））

2. 業務内容

（1）包括的支援事業

- ①介護予防ケアマネジメント事業（法第115条の38第1項第2号）
- ②総合相談・支援事業（法第115条の38第1項第3号）
- ③権利擁護事業（法第115条の38第1項第4号）
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の38第1項第5号）

（2）指定介護予防支援業務

（3）生活支援コーディネーター業務

3. 設置状況

市内27箇所

（熊本市においては、「高齢者支援センター ささえりあ」の愛称。）

4. 配置職員

（1）保健師または経験のある看護師

（2）社会福祉士

（3）主任介護支援専門員

※ 上記三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、要綱に定める者を配置することもできる。

（4）生活支援コーディネーター（H30年度より専任配置）

【主な業務】

- ①生活支援等サービスの開発及び担い手の養成
- ②関係者のネットワーク化
- ③生活支援等のニーズとサービスのマッチング
- ④協議体の設置・運営
- ⑤地域ケア計画の策定・見直し

Ⅱ 地域包括支援センターの運営状況について

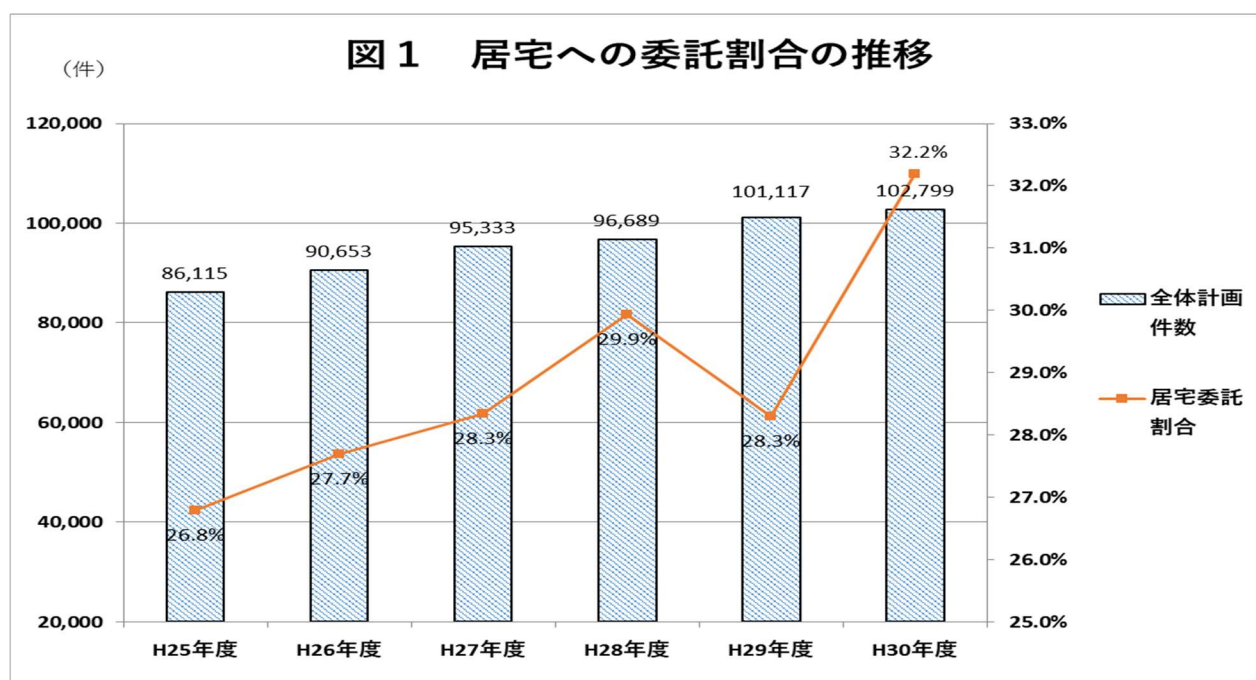
1. 介護予防ケアマネジメント事業（総合事業対象者）・指定介護予防支援（要支援１・２）

総合事業対象者及び要支援１・２の認定をもっている方に対するケアマネジメントを行う。

（１）介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成の委託状況

介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントの委託率は、全センターの平均で 32.2%と昨年度の 28.3%と比べて増加している。

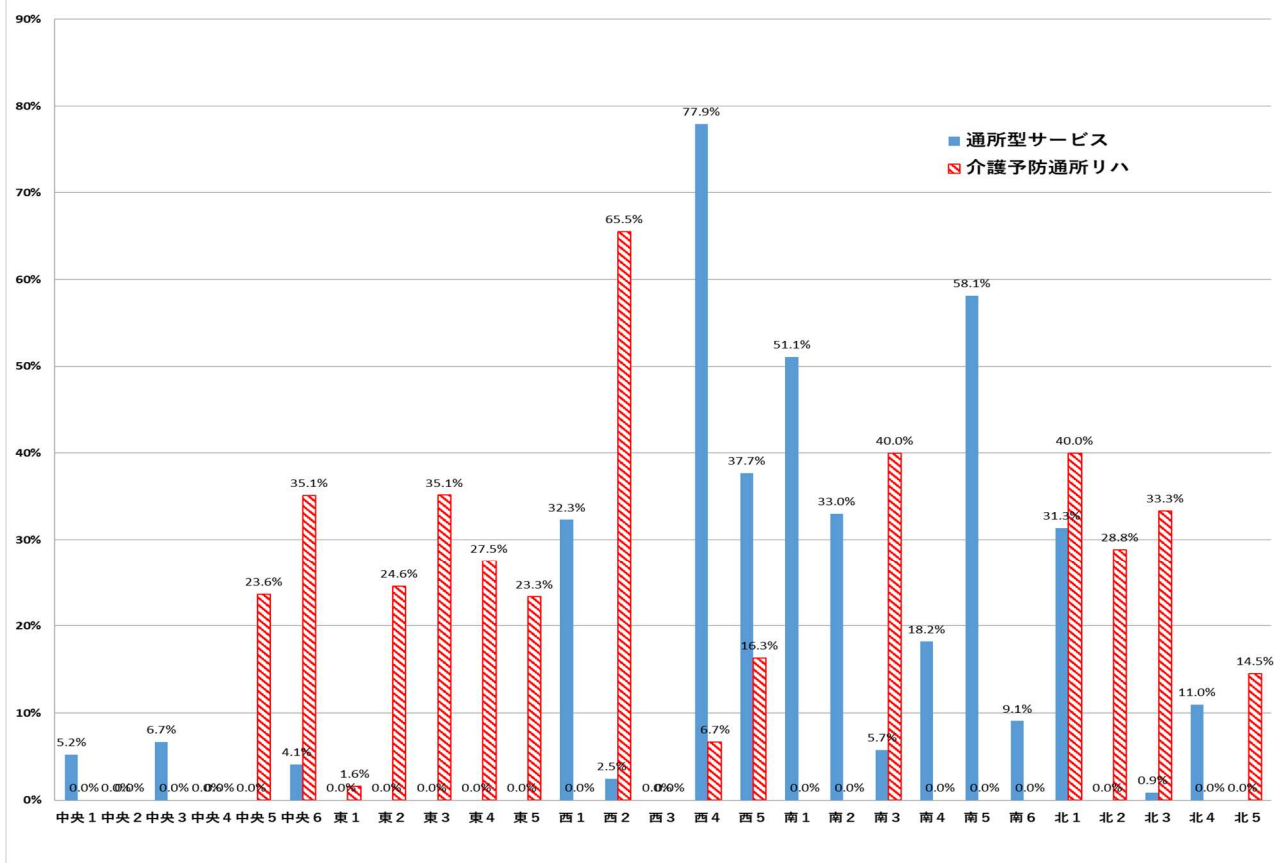
これは、平成 30 年度より包括的支援業務の実施に支障が生じないようにセンターの保健師等の三職種 1 人あたりの担当件数の上限を 40 件と設定したことによるもので、センター間では委託率に 14.4%～49.3%と開きはあるものの、経年で見ても委託割合は増加傾向にある。（図 1）



（２）介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントにおける同一法人紹介割合（図 2－1）

通所型サービスについて、同一法人の事業所利用割合が 70%を越えたセンターが 1 ケ所あるが、地域内に事業所が少ないという地域特性が要因となっている。

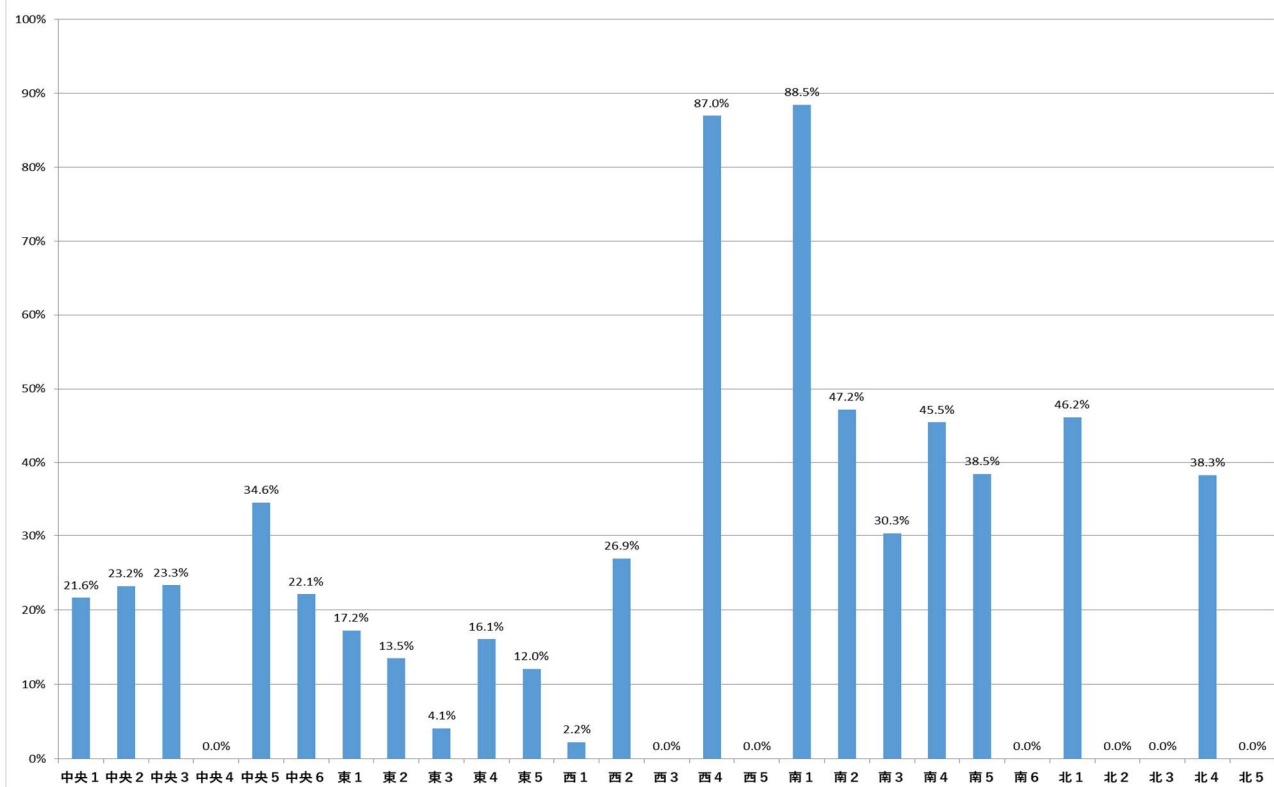
図 2-1 平成 30 年度同一法人事業所の利用（通所型サービス・通所リハ）



訪問型サービスについても、同一法人の事業所利用割合が 70%を越えたセンターが 2ヶ所あり、要因においても通所型サービスと同様。

今後も引き続き、圏域外の事業所に対して受け入れの相談アプローチを行うとともに、地域支え合い型サービスや、インフォーマルサービスの創出を図るべく、地域への働きかけ等を強化していくことが必要。（図 2-2）

図 2-2 平成 30 年度同一法人事業所の利用（訪問型サービス）



2. 総合相談・支援事業

本人・家族・地域などからの高齢者に関する様々な相談に対応し、各関係機関と連携を図り、支援介入等を行う。

【相談件数の計上要件の見直しについて（平成 30 年度～）】

○第 3 期となる契約更新（平成 30 年度～令和 5 年度）に伴い、平成 30 年度より相談件数の計上要件の見直しを実施し、単なる問い合わせや連絡調整等の件数は除外した。

（１）相談件数（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を含む総数）について

相談件数は、件数計上の要件を見直したことにより減少しているが、1 センター 1 日あたり 10 件程※対応している状況。（図 3）※1 年間の営業日を 295 日で換算

件数計上の要件見直しにより件数は減少しているが、主な相談内容は、介護保険に関することが多くを占めるなど、件数の割合はほぼ前年度と同様の傾向となっている。（表 1）

表 1 相談件数(延べ)

単位:件

項 目	相談の形態			合 計	割合	前年度	
	電 話	来 所	訪 問			合 計	割合
介護保険に関すること	19,116	2,663	28,791	50,570	58.5%	70,177	58.0%
在宅福祉・生活支援に関すること	3,841	819	5,300	9,960	11.5%	14,742	12.2%
保健・医療に関すること	4,298	499	3,618	8,415	9.7%	9,727	8.0%
権利擁護(虐待関連含む)に関すること	1,544	367	1,585	3,496	4.0%	4,447	3.7%
認知症に関すること	1,246	354	1,165	2,765	3.2%	4,576	3.8%
居住環境に関すること	993	249	1,420	2,662	3.1%	3,973	3.3%
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関すること	840	302	962	2,104	2.4%	2,492	2.1%
家族問題に関すること	582	201	683	1,466	1.7%	2,159	1.8%
在宅高齢者福祉事業に関すること	614	175	557	1,346	1.6%	1,873	1.5%
経済的な問題に関すること	470	136	609	1,215	1.4%	1,729	1.4%
その他	1,263	347	854	2,464	2.8%	5,093	4.2%
合 計	34,807	6,112	45,544	86,463	100.0%	120,988	100.0%

(2) 平成 30 年度の相談内訳・対象者について

①相談者の内訳（平成 30 年度）

本人、配偶者、子ども、兄弟をはじめ家族・親族からの相談が多い。（図 4）

②対象者の年齢（平成 30 年度）

後期高齢者となる 75 歳以上の相談件数が多くを占める。（図 5）

図 4 H30 相談者の内訳（延べ）

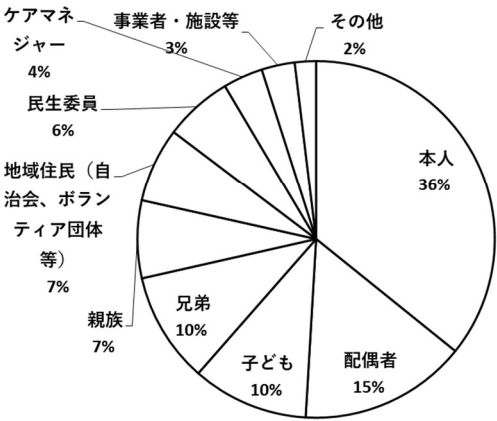
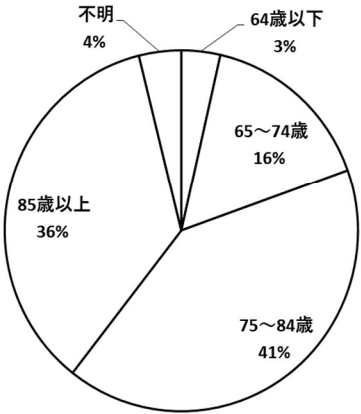


図 5 H30 対象者の年齢（実人員）



③介護保険に関すること（平成 30 年度）

介護保険に関することの内訳は、サービス内容に関することや申請の手続きに関することが多くを占めるなど、前年度と同様の傾向となっている。（表 2）

表 2 介護保険に関すること(延べ)

単位: 件

項 目	相 談 の 形 態			合 計	割合	前年度	
	電 話	来 所	訪 問			合 計	割合
サービス内容に関すること	9,782	1,049	15,867	26,698	52.8%	32,437	46.2%
申請等の手続きに関すること	3,030	754	3,543	7,327	14.5%	12,643	18.0%
認定内容に関すること	2,497	318	3,272	6,087	12.0%	10,096	14.4%
保険料・利用料に関すること	692	172	1,301	2,165	4.3%	3,115	4.4%
その他	3,115	370	4,808	8,293	16.4%	11,886	16.9%
合 計	19,116	2,663	28,791	50,570	100.0%	70,177	100.0%

④在宅高齢者福祉事業に関すること（平成 30 年度）

各事業の制度広報も兼ねた相談窓口としての役割を果たしている。（表 3）

表3 在宅高齢者福祉事業に関すること(延べ)

単位: 件

項 目	相談の形態			合 計	割合	前年度	
	電 話	来 所	訪 問			合 計	割合
養護老人ホーム入所措置	239	45	201	485	36.0%	366	19.5%
高齢者安心支援事業	166	22	111	299	22.2%	455	24.3%
寝具無料乾燥事業	52	44	132	228	16.9%	353	18.8%
家族介護用品支給事業	76	42	26	144	10.7%	213	11.4%
高齢者及び障害者住宅改造費助成事業関係	60	16	66	142	10.5%	116	6.2%
高齢者生活援助事業	18	6	15	39	2.9%	122	6.5%
ひとり暮らし高齢者訪問事業	3	0	6	9	0.7%	161	8.6%
前年度廃止事業(家族介護者交流事業等)						87	4.6%
合 計	614	175	557	1,346	100.0%	1,873	100.0%

3. 権利擁護事業

高齢者虐待に関する相談・対応や成年後見制度に関する相談・支援など、高齢者の権利を護る支援を行う。

前年度に比べ、虐待への対応に関することの割合が増加しており、困難事例から虐待対応を求められる傾向にある。（表 4）

表4 権利擁護に関すること(延べ)

単位: 件

項 目	相 談 の 形 態			合 計	割合	前年度	
	電 話	来 所	訪 問			合 計	割合
虐待への対応に関すること	499	100	509	1,108	31.7%	961	21.6%
困難事例への対応に関すること	385	121	443	949	27.1%	1,961	44.1%
成年後見制度に関すること	390	88	328	806	23.1%	814	18.3%
老人福祉施設等への措置に関すること(在宅措置等)	108	14	126	248	7.1%	336	7.6%
消費者被害の防止に関すること	54	15	104	173	4.9%	185	4.2%
その他	108	29	75	212	6.1%	190	4.3%
合 計	1,544	367	1,585	3,496	100.0%	4,447	100.0%

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域のケアマネジャーからの相談に対する助言や支援を行うとともに、主治医、ケアマネジャー、そのほかの関係機関とのネットワーク構築に取り組む。

支援困難ケースについても、後方支援も含めて地域包括支援センターが、地域の介護支援専門員に対して助言・支援を行っている。（表5）

表5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関すること(延べ)

単位:件

項 目	相 談 の 形 態			合 計	割合	前年度	
	電 話	来 所	訪 問			合 計	割合
①介護支援専門員の日常業務に関する個別指導、相談	439	171	669	1,279	60.8%	1,263	50.7%
②支援困難事例等への個別指導、相談	401	131	293	825	39.2%	1,229	49.3%
合 計	840	302	962	2,104	100.0%	2,492	100.0%